

郡山市乳児等通園支援事業に関する条例をここに公布する。

令和7年3月7日

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市条例第12号

郡山市乳児等通園支援事業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15の規定に基づき、市が行う乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設)

第2条 乳児等通園支援事業を行う施設（以下「施設」という。）は、郡山市鶴見坦保育所とする。

(対象乳幼児)

第3条 施設を利用することができる者は、市内に住所を有する出生の日から6月を経過した乳児（法第4条第1項第1号の乳児をいう。）又は幼児（同項第2号の幼児をいう。）であって満3歳未満のものうち、市長が定めるもの（以下「乳幼児」という。）とする。

(利用の申請)

第4条 施設を利用しようとする乳幼児の保護者は、市長に利用の申請をし、その許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第5条 市長は、乳幼児が郡山市保育所条例（昭和40年郡山市条例第53号）第3条各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないことができる。

(利用料等)

第6条 第4条の規定による利用の許可を受けた保護者（以下「保護者」という。）は、乳幼児が利用する日の利用料を、納入しなければならない。

2 利用料の額は、乳幼児1人につき、1時間当たり300円とする。

3 利用料の納入の期限は、施設を利用する日とする。

(利用料の免除)

第7条 市長は、保護者が規則で定める事由に該当するときは、利用料の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。